

奈良県告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十七年三月三十一日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	天川村漁業協同組合
住所	吉野郡天川村北角
免許番号	奈内共第六号 奈内共第七号 奈内共第八号 奈内共第九号
変更後の遊漁規則の施行日	平成二十七年三月三十一日